**多治見市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請提出書類チェックリスト**

※全て交付申請時にそろえて提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類の種類 | 提出  確認 |
| 1. 多治見市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書（別記様式第１号）   □本人の自署または押印があるか  □日付は空欄か（窓口にて記入）  □太陽光発電の最大出力はカタログ等と相違ないか。小数点以下切捨てで記載されているか  □太陽光発電の最大出力は、モジュールとパワコンのいずれか低い数値で記載されているか  □蓄電池の蓄電容量はカタログ等と相違ないか。小数点第２位以下切捨てで記載されているか  □蓄電池の蓄電容量は、定格容量と公称容量がある場合、定格容量で記載されているか  □蓄電池の補助対象経費（工事費込み・税抜）は、155,000円/kWhであるか  □補助金額の計算は正しいか | □ |
| 1. 工事見積書（別添「太陽光発電設備等の設置費用の内訳について」を参考に見積書を取得）   □対象システムの型式が明記されているか  　　　 □交付申請時点で契約はされていないか（既に契約済の場合、申請不可）  □交付申請書の「総事業費」「補助対象経費」と整合性が取れているか | □ |
| 1. 対象設備の設置場所の見取り図   □敷地の図面（１／１００程度）に設備を設置する場所が明示されているか | □ |
| 1. 対象設備の設置場所付近の見取り図   □住宅地図等（１／１５００程度）に住宅の位置が示されているか  ※市職員が問題なく現地確認できるもの（あまりに広域なものや詳細なものは不可） | □ |
| 1. 対象設備の仕様書（製品カタログ（コピー可）等、設備の仕様が分かる資料）   ・蓄電池に限り、以下の内容が記載されている製品カタログ等の該当ページのコピーを提出。  ・冊子の場合は該当ページ以外に、表紙や裏表紙のコピーも提出。  以下の①か②のどちらに該当するかによって、提出書類が異なります。  ①国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が実施する令和４年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されている製品の場合  □国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が実施する令和４年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていることが分かる書類（登録サイトのウェブページの印刷）  【登録サイト】ZEH補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業）の蓄電システム登録済製品一覧検索　　https://zehweb.jp/registration/battery/  □型番が記載されたカタログ  ●カタログには、必ず以下の内容が記載されていること（カタログに記載がなければ別資料を添付）  □出力可能時間の例示  □保有期間  ※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類  □廃棄方法  ※使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類  □アフターサービス  ※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類  ②国（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が実施する令和４年度以降の補助事業における補助対象システムとしてパッケージ型番が登録されていない製品の場合  ・以下の仕様が分かる資料をすべて提出  1 蓄電池パッケージ  □システム全体を統合して管理するための番号  2 性能表示基準  □初期実効容量  □定格出力  □出力可能時間の例示  □保有期間  ※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類  □廃棄方法  ※使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類  □アフターサービス  ※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類  □蓄電池部安全基準  　リチウムイオン蓄電池部…JIS C8715-２又はIEC62619に準拠したものであることが分かる書類  　リチウムイオン蓄電池部以外…蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第 10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類  3 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）  □蓄電システム部  　「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類  　（注）平成 28年 3月末までに、平成 26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可  4 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）  □第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量 10kWh未満の蓄電池のみ）  5保証期間  □メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが分かる書類 | □ |
| 1. 補助金に係る申請、請求及び補助金関係書類の保管を第三者へ委任する場合に限り、委任状（任意様式）   □必要事項が明記されているか | □ |
| 1. 誓約書（申請者用）（別記様式第２号）   □申請者の署名があるか | □ |
| 1. 誓約書（施工業者用）（別記様式第３号）   □様式左上の申請者名が記載されているか  □記名押印があるか（代表者本人が自署するときを除く） | □ |
| 1. 発電電力の消費量計画書（様式はホームページ参照）   □推定発電量のシミュレーション等根拠資料の添付はあるか  □自家消費の割合がわかるよう、年間の「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」「想定自家消  　費率」「過去１年間の電気代」「世帯人数」について記載されているか | □ |